

雇用調整助成金(コロナ特例)の期間延長を求めます  
安全・安心な航空  
雇用と暮らしを守ろう！！

# フェニックス

PHOENIX

<発行者>  
航空安全推進連絡会議 03-3742-9359  
日本乗員組合連絡会議 03-5705-2770  
航空労組連絡会 03-3742-3251  
<http://www.kohkuren.org/>

21  
夏闇

# 生活・雇用守る交渉に全力



緊急事態宣言下の羽田空港国内線ターミナル。5月25日

大手企業の2021年3月期決算は、製造業やIT・ゲーム会社大手が軒並み利益を増やしています。自動車では日産が最終損益600億円の赤字(3年連続)となりました。トヨタは純利益が10兆円の2兆2452億円。ソフトバンクHDは最終利益が4

兆9879億円と国内最高を上げました。一方、コロナ禍により今年1月～3月の国内総生産(GDP)は前年度比4.6%減で、GDPの半分以上を占める個人消費やサービスの落ち込みなどが影響しています。コロナ禍は前年度比3886億円改善しました。トヨタは純利益が10兆円の2兆2452億円。ソフトバンクHDは最終利益が4

兆9879億円と国内最高を上げました。一方、コロナ禍により今年1月～3月の国内総生産(GDP)は前年度比4.6%減で、GDPの半分以上を占める個人消費やサービスの落ち込みなどが影響しています。コロナ禍は前年度比3886億円改善しました。トヨタは純利益が10兆円の2兆2452億円。ソフトバンクHDは最終利益が4

万人を超えて、労働者にとっては依然厳しい状況が続いています。

全日空と日本航空の21年3月期決算は、両社ともに大幅な赤字でした

が、営業費用を圧縮し当初見通しより赤字幅が改善しました。増資や借入金により有利子負債は増

したものの、手元資金はJALが4000億円規模、ANAは一兆円規模に積み増しています。

雇用調整助成金はANAが435億円、JALは約70億円を受給しました。

こうした経営状況を踏まえ、全日空は21年度の一時金を「支給しない」と労組に提案しています。

## コロナ感染予防対策強化など 全日空「一時金なし」で増す生活不安

## 一時金・賃金制度見直し・

域の拡大など、変異ウイルスの感染拡大の影響の長期化が懸念される一方で、医療従事者に続き高齢者へのワクチン接種が拡大され、東京・大阪では大規模接種が始まっています。日常生活の正常化への期待が広がっています。一方、航空各社は業績の悪化を受け、賃金抑制や人員削減の動きを強めています。こうしたなかで、「雇用と生活を守る21夏闇が取り組まれます。

緊急事態宣言やまつ延防等重点措置の対象地

は春闇からの人員整理を明しており、労組は警戒

を強めています。シカゴ

CUは2ヶ月以上を要求します。

JALは3ヶ月相当、JLJCUは6ヶ月相当です。

一方、JALは2ヶ月以上を要求します。

GHU(JGS労組、JGS大阪労組、JGS)

九州労組は、統一賃金を

として夏季一時金うち2ヶ月

十五万円、生活支援金一

律十五万円、新型コロナウ

イル感染防止対策、職場環境等の改善を求めて

JAS新労組は、組合員の生活を守る夏季一

回接種終了者は対象者の

機内でのマスク着用の義務化や雇用調整助成金の活用状況に関心が集まり

連が行つた「議員懇談会」を開催し、国会でも

機内でのマスク着用の義務化や雇用調整助成金の活用状況に關心が集まりました。タイ航空に雇用

規制緩和され、航空機の運航を再開する方針を示す

です。一方、先接種

している医療従事者、2

回接種終了者は対象者の

約48%(5月20日時点)であります。一方、先接種

24日から自衛隊による大

规模接種が、東京・大阪で始まりました。ワクチ

ン接種のスピードアップ

が期待されます。ワクチ

ン接種が進み社会生活の規制や渡航制限が緩和方

向にあります。国際航空運送協会(IATA)の

21夏闇、共にがんばりま

しょう。

期待されています。

今後もコスト削減が強

まることが予想されま

す。雇用と暮らしを守る

ワクチンが果たす役割が

期待されています。

これまでのところ、

ワクチン接種が実現しま

して、欧米ではワクチ

ン接種が進み社会生活の規制や渡航制限が緩和方

向にあります。国際航空

運送協会(IATA)の

21夏闇、共にがんばりま

しょう。

期待されています。

今後もコスト削減が強

まることが予想されま

す。雇用と暮らしを守る

ワクチンが果たす役割が

期待されています。

今後もコスト削減が強

まることが予想されま

## エミレーツ航空解雇争議が解決



定例で取り組まれた成田空港宣伝(2018年9月)

エミレーツ航空労資組合員の解雇審議は5月16日、労使による和解が合意しました。年6月8月9日の解雇からの年6ヶ月、解雇撤回の闇いは全面解決しました。

全面解決を受ける分会の石田委員長は「エミレーツ航空争議を支援するのみならん」として私たちの解雇撤回の闇いに「支援をいただきまし

申上げます。本当にありがとうございました。どうぞお忙しい中、お詫びをうけたすべての皆さんにおかれただきました。本当にありがとうございました。2018年4月20日に会社が解雇裁判での控訴を取り下げたことで、取り下げたことで、裁判が確定しました。2018年2月13日には中国労務部で「現実に職場に就労せなければならぬ」といふ命令が下されされました。こうした司法や労働委員会での決定を踏まえ、

厳しく状況のなかで和議してしまったことは嬉しい限りだ。「やあ、ペトロボルト大尉支那にて」航空会社は連名で、エミリースーツ航支局の代理雇用撤回に賛同復帰を求める闘いは、和解協定を締結し終しました。」「うーん、航労働者たるし地域や階級組織が多くのみなさんどうぞ機知を

ントを発表しました。このNTT  
の発表は、大阪や東京など大都市を中心とする多くの取り組みが精力的に  
展開され、時に様々な困難に直面しました。また、エアーレーン航空会社は、  
日本における航空文化・風習を考慮する必要もあり、

そ仲間を思いやり、因縁の教訓を語りまし  
た。そこ間で思いやり、因縁の教訓を語  
ることの重要性を確認する必要があります」と  
聞いいた。長いにわたる闘いを支  
援していただきました皆様へ、本当にありがとうございました。

ご支援ありがとうございました

## 新型コロナ と航空

KLMオランダ航空や  
大韓航空の日本人契約制  
客室乗務員の雇い止め問

では、米国での破産法11  
条申請との報道がされて  
いますが、会社からの説  
明は「一切されていません  
」。ペキスタン航空に  
いたしまして日本航線からの撤  
退を表明しておる事態は  
明白であります。

# コロナ禍の深刻な実態報告相次ぐ

ITFキャビンクルー委員会

国際連輸  
労連(一ト  
F)は5月  
5・6日  
オンライン  
でキヤビン  
クルー委員  
会(CCC)  
を開催しま  
した。各組  
合の安全  
衛生上の課  
題や取り組み、  
問題で活動  
計画を話し合ったので  
あるから、口頭ナ福  
での様な問題報告  
されました。CCCには世  
界各国からのペーパーの名  
の客室乗務員が来ました  
した。航空連が渡辺  
幹事、ジャパンキヤビン  
クルーエニオン組合員

(KLM麗の止むを得ない裁判原告)が参加しました。

ンタル問題へ  
がれる」と題  
た。二重変異  
発に苦しむイ  
乗務員からは  
ガキヤリアーモ  
た。これによ  
約50%の客室  
職した。また  
員、グランド  
口ナに感染し  
る」と深刻な  
されました。  
航空連から

の対応が急  
報告しまし  
株の感染爆  
ンドの客室  
「2つのメ  
ーが倒産し  
つて国内の  
乗務員が失  
多くの乗務  
クルーがコ  
死亡してい  
実態が報告

の補助的なものであり、  
低賃金もしては業界統制で  
良い」とした実態的な背景  
を説明し、「コロナ禍  
で外資系航空会社の20  
代・30代の女性就業制限客  
室乗務員が雇い止められ  
ている。国内船員会社  
では減便によつて賃金が  
激減した。客室乗務員の  
賃金は基本給が低く業務  
手当が無ければ生活に支  
障をきたす賃金制度にな  
っている。同じ乗務職の

いる客室乗務員のスケジュールは、運航会社によって異なります。たとえば、KLMオランダ航空では、乗務員が乗務する飛行機の便数によって、1日で2便から4便まであります。また、乗務員の年齢や経験によっても、乗務する飛行機の便数が異なります。たとえば、乗務員が20歳未満の場合、乗務する飛行機の便数は1便です。一方で、乗務員が30歳以上の場合、乗務する飛行機の便数は4便です。

員のライセンスの問題」としたメツコーは、強調した。

セージが寄り

セラレモ  
・ネルソ  
務員は保  
機内火  
意減圧な  
いて仕さ  
い、「人の労働者の力は小さ  
さい、だからこそ労働組合が有  
がある。安全に対するものとして労  
働組合の排除は許されない。組合の  
命の保護と拡大を強く訴  
える」と挨拶しました。

外航担当者は、外航券販売者はコロナ禍で厳しい状況に置かれしており、打開するため労組は全力で取り組んでいる。雇用を保つべる状況は、本国での員削減が一段落、これから日本を含めた海外店舗に人員削減の動きが進行している。欧米では異ウイルスの感染拡大懸念されるが、「ワクチン接種の普及による渡航規制限や社会生活の規制もまた

各国から185名がオンライン参加

テレオダイブ」と呼ばれていたことから、「女性の職業」とのイメージが強い。女性の収入は家庭

いしかし保安要員としての責任は重い。コロナ最前線で保安任務を遂行し、航空の安全に努めて

働く権利を取り戻し、  
仲間のもとに帰り  
い」との訴えには多く  
参加者から連帯と団結

の の た 早  
れており責任は重い。安  
全のためにも、保安要員  
であることを国へもつと  
訴えるべきである」「一

題は、裁判所や労働委員会で雇い止めの是非が争われています。

當該勞組

# オリパラ組織委員会に指導を要請



日航本社前で解決を訴える中岡共同代表。5月10日

4月20日午後  
争議の当該労組（JFU）・  
ピンクルーユニ  
CUの代表が  
ンピック・パ  
ク組織委員会  
談しました。約  
解決に向けて  
の指導と力添  
請したものでさ

J A L解雇争議

麥粒ウイルスの感染拡大による緊急態態宣言の延長やまた延防等重瑞圖によつて取ら組みが中断されるなど困難な状況が続くなが、当該組合表に於ける東京ビルラ組織委員会の支援共闘会議によつて本件を請取りました。20日午前、JALと該当組合の日航業者ドリ)と日航キャリア・パリ(ニッタク委員会を訪問、面談した。解雇問題の代表が東京オリンピック・パラリンピック委員会として日本航空に向けた力添えを求める要です。当該組合からほしF.U.・柴田泰一郎長、CCU・古川委員会は荒田部長、日比野氏が対応しました。要請で両委員長は、裁判の絆縛(の)からつての報告が出されていくこと、JALしがオフィシャルパートナーとして調達コードに明記されたILOの約束や勤告を無視していることなどを説明しました。また昨年11月の参議院でのJAL争議に関する国会質問において橋本聖子東京オリンピック担当大臣(当時)が事案が発生した際には組織委員会において適切に対応するものと考えておまかして、しっかりと対応しなければならないと思ふます」との答弁も紹介し、早期解決に向け組織委員会として日本航空に

## 「日本航空に要望は伝える」

## 支援共闘

# 日航に早期解決を申し入れ

日本航空は6月7日(木)都内有明の株式会社本部にて、株主総会を開催します。昨年の株主総会に引き続き、株主の皆様が問題解決を求める質問に、貴重なご意見を頂戴する形で、議論を深め、より良い決断を下す機会としたいと考えています。

各会員組のイベントの開催には会場での販売もござります  
ていただけておりました  
が、コロナ禍により主催者が販売は中止し、その分はまた販売元へ対応、ご協力いただきしております。ご協力いたいでいる皆様へ、ありがとうございます。  
す。

一要求に関する連携状況を説明します。た。組織委員会からは、対する指導を要請しました。それで、現用の状況などに、再質問があり、両委員会で、長い間、一つ一つ丁寧に説明しました。荒田長は、「日本航空に要望をあつたことはお伝え下さい。個別の案件までは、ないが、オリパラをして、ディーセントワークを広めるべきだけであるように思ふのが、SHOとオリンピック委員会の思いです。鹿さんと同じ方向に向いてる、ということをお伝えします」と心地よい言葉を宣伝行動を中止したJAL本社前行動

**夏季物販にご協力ください**



## KLM雇い止め撤回裁判

**会社これまでの主張を撤回**

不得のためのもので、学校などと同様」というもので、これに対しJCJは「訓練はそれの航空会社ごとに必要なもので、自社の各室業務員の訓練は雇用である」と反論してきました。

日本に承認されず。裁判で迎えている。1・2月17日、目の弁論は原告側（オランダの意見書）もに、「通則法を期雇用とすることによる主張を

・4 陸裁判は、東京地裁で1回を行いました。  
JCJU(組合員)タ本國の弁護士を提出すると法の適用に関する12条に基づき、法の法律を適用するより原告らが本國となるとの新たにしました。

ました。オランダの長期雇用法制を適用した場合、労使協定を締結などにより3年の上限を超えてても良いとする規定もあり、形式的に存在している「フレーベーク」という協定の有効性の是非についても議論する必要があります。

が重要な局面を迎えていました。  
採用後の客室乗務員訓練  
練がKLMによる雇用か否かが争点の第3陣闘裁判  
(会社が無期雇用転換との労働審判を不服として訴えた裁判)は4月22日、東京地裁で6回目の弁論を行いました。

証取得者は短時間でできるもの用をかけ期トレードあり得張を撤回しましたこれまで張が実能空論だつになりま次回7の証人を

ほは、「会社毎の運  
営の実情に応じた  
間の学習」に対応  
するので、会社が責  
めで「9週間もの長  
期間をもって「ニンケ<sup>ニンケ</sup>をするな  
い」とした主  
張をする書面を提出  
する。このKLMの主  
張は、確かに「9週間の運  
営の実情に応じた  
間の学習」に対する反論を次回期  
間で行うこととなり  
ます。

士に調査を依頼し、5年で  
オランダ本拠の弁護士と  
JCひよの9月24日、全日空と  
日空ひよ事業部員組合員  
に関する要求（労基法の  
遵守、人権侵害の一掃等）  
4項目で団体交渉を行

全日空と団体交渉

JC口ばの日24日、全  
日空と客室乗務員組合員  
に関する要求、労基法の  
遵守、人権侵害の一掃等  
4項目で団体交渉を行  
いました。JC口は要求  
趣意説明と質疑を行いま  
した。詳細は次号で報告  
します。

